

内閣官房における特定秘密の保護に関する通報窓口について

特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施に関し統一的な運用を図るための基準の策定について（平成 26 年 10 月 4 日閣議決定。以下「運用基準」という。）V 4 に基づき、内閣官房に設置される通報窓口は以下のとおりです。

本窓口は、運用基準 V 4 に基づき、以下の者が、特定秘密の指定及びその解除又は特定行政文書ファイル等の管理が特定秘密の保護に関する法律（以下「特定秘密保護法」という。）等に従って行われていないと思料する場合に行う通報を受け付けるものです。

（通報を行える者）

- ・ 特定秘密の取扱いの業務を行う者又は行っていた者
- ・ 特定秘密保護法第 4 条第 5 項、第 9 条、第 10 条又は第 18 条第 4 項後段の規定により提供された特定秘密について、当該提供の目的である業務により当該特定秘密を知得した者

内閣官房内閣総務官室調整担当

〒100-8968

東京都千代田区永田町 1-6-1

電話：03-5253-2111（代表）

なお、特定秘密の保護に関する制度全般に関するお問い合わせは、以下の連絡先をお願いいたします。

内閣官房内閣情報調査室

〒100-8968

東京都千代田区永田町 1-6-1

電話：03-5253-2111（代表）